

枚方市条例第 16 号

枚方市都市公園条例の一部を改正する条例

枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「及び鏡伝池緑地」を「、鏡伝池緑地及び香里ヶ丘中央公園のうち市長が定める区域（第6項及び第7項において「みどりの広場」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

6 みどりの広場の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第1項（第4号に係る部分を除く。）に規定する許可その他みどりの広場の利用に関する業務

(2) みどりの広場の維持管理に関する業務

7 みどりの広場の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者
第14条	市長	指定管理者
第15条第1項	市長は、次の	次の
	対して、	対して、指定管理者は、
	若しくはその条件を変更し、又は	又はその条件を変更することが、市長は、
	若しくは公園	又は公園
第15条第2項	市長は、次の	次の
	前項に規定する処分をし、又は	指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、

附 則 [令和元年6月28日公布]

- 1 この条例は、令和2年8月1日までの間において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為（同日以後における利用に係るものに限る。）は、改正後の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為とみなす。